

# 介護老人保健施設

R6.4.1

## プラタナスの丘 (料金表) 介護予防短期入所 (1割負担)

非課税 単位(円)

居室区分	利用者段階	要支援度	1割負担分	居住費	室料	食費	サービス提供体制強化加算Ⅱ	夜勤職員配置加算	1日につき	
多床室	第1段階	要支援1	613	0		300			955	
		要支援2	774						1,116	
	第2段階	要支援1	613	370					1,625	
		要支援2	774						1,786	
	第3段階①	要支援1	613	370	0		1,000	18	24	2,025
		要支援2	774							2,186
	第3段階②	要支援1	613	370			1,300			2,325
		要支援2	774							2,486
	第4段階	要支援1	613	377			1,800			2,832
		要支援2	774							2,993
	従来型個室 A	第1段階	要支援1	579	490		300			2,511
			要支援2	726						2,658
第2段階		要支援1	579	490			600			2,811
		要支援2	726							2,958
第3段階①		要支援1	579	1,310	1,100		1,000	18	24	4,031
		要支援2	726							4,178
第3段階②		要支援1	579	1,310			1,300			4,331
		要支援2	726							4,478
第4段階		要支援1	579	1,668			1,800			5,189
		要支援2	726							5,336
従来型個室 B		第1段階	要支援1	579	490		300			2,461
			要支援2	726						2,608
	第2段階	要支援1	579	490			600			2,761
		要支援2	726							2,908
	第3段階①	要支援1	579	1,310	1,050		1,000	18	24	3,981
		要支援2	726							4,128
	第3段階②	要支援1	579	1,310			1,300			4,281
		要支援2	726							4,428
	第4段階	要支援1	579	1,668			1,800			5,139
		要支援2	726							5,286

### ★ その他の利用料金

\* 印は、課税対象品目です。別途消費税をお預かりいたします。

送迎費(片道)	184円	入所や退所に際してご自宅まで送迎した場合、片道184円をご負担いただきます。
個別リハビリ加算(日額)	240円	理学療法士や作業療法士が集中的にリハビリを行った場合、1日につき240円をご負担いただきます。
療養食加算(1食)	8円	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合、1食につき8円をご負担いただきます。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	—	介護職員の処遇改善のために設けられた制度です。一月の総単位数の3.9%に相当する金額をご負担いただきます。
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	—	介護職員処遇改善加算Ⅰに加え、介護職員の更なる処遇改善を推進するための制度です。一月の総単位数の1.7%に相当する金額をご負担いただきます。
介護職員等ベースアップ等支援加算	—	コロナの克服及び超高齢化社会における人材確保の取組として創設された加算制度です。介護職員等の定着率向上とともに、質の高い介護サービスを維持するため、一月の総単位数の0.8%に相当する金額をご負担いただきます。
日用品費(日額)*	200円	石鹸やシャンプー、ティッシュペーパー、バスタオル、おしぼり等の日用品として、1日につき200円をご負担いただきます。
教養娯楽費(日額)*	100円	レクリエーションなどで使用する消耗品等(折り紙、粘土、風船、輪投げ等の遊具、ビデオソフトほか)の費用として、1日につき100円をご負担いただきます。
電気料(月額)*	1,500円	お部屋で電化製品(テレビ等)を使用される場合、1点につき月額1,500円をご負担いただきます。なお、入居又は退居の時期により、使用期間が1ヶ月に満たない場合は、1ヶ月を30日として日割計算した金額となります。
理美容料*	2,500円~	理美容師に整髪やカットを依頼する場合、1回につき左記の料金をご負担いただきます。
文書作成料*	3,000円~	診断書や情報提供書等の作成が必要な場合、1つの文書ごとに左記の料金をご負担いただきます。
洗濯料(月額)*	5,238円	私物衣類等の洗濯(業者委託)をご希望の方は、左記の料金にて申込みをお受けいたします。

利用者段階	対象者	特定入所者介護サービス費
第1段階	○生活保護受給者 ○市町村民税非課税の世帯で老齢福祉年金受給者	該 当
第2段階	○市町村民税非課税の世帯で本人の課税年金収入額と合計所得額が80万円以下の方	
第3段階	○市町村民税非課税の世帯で本人の課税年金収入額と合計所得額が80万円超266万円以下の方	非 該 当
第4段階	○上記以外で市町村民税課税の世帯の方	

※ 居住費及び食費については、市区町村民税の課税の有無や預貯金の状況等に応じ、ご利用可能な減額制度があります。

※ その他、サービス内容等に関してご不明な点は、担当スタッフまでお問い合わせください。